

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所
設置変更許可申請（標準応答スペクトル¹の規制への取り入れ））
2. 日 時：令和5年7月20日 10時50分～11時20分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官※、秋本主任安全審査官※、
片桐主任安全審査官、小野安全審査官、田代審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（S-3（改0））（令和5年6月23日提出資料）
- （2）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（S-5（改0））（令和5年6月23日提出資料）

以上

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	等では東海第2発電所の賞状とスペクトルの取り入れについてヒアリングを開始いたします。衛藤。
0:00:12	ヒアリングの内容については、平和目的と、この添付11関係になりますのでまず平和ビオについての
0:00:21	説明をお願いします。
0:00:24	日本原燃の村松と申しますよろしく申し上げます。資料につきましては資料番号Sの三階0、提出日が2020年6月23日のものになりまして、
0:00:34	目が東海第2の発電用の設置変更に関わる原子炉等規制法第43条の3の6の第1項第1号平和目的基準適合についてという資料になります。
0:00:46	おめくりいただきまして、1ページ目から早速ご説明があるんですけどもちょっと資料にはございませんけども少し補正の時の流れの方をご説明させていただきます。
0:00:56	ちょっと資料にはないんですけども、2023年6月23日の補正時の時の変更としましては、添付書類1、これは
0:01:06	平和目的利用ということで商業としての使用する。
0:01:09	ものであるということについては今回の補正でも変更ございません。また、添付書類4の変更後における発電用原子炉の運転に関する核燃料物質の取得計画に、
0:01:20	出力計画を記載した書類につきましても、変更ございませんという補正をしております。
0:01:26	早速ですけども、平和目的の利用の説明ですけども、資料の方につきましては1ページになります。この方で43条3の6の第1項第1号平和目的についての
0:01:37	説明書かれておりまして、こちら記載につきましては、さっきの申請いただきまして、宣誓しました。6月から変更点としましては、適合性の部分の、
0:01:48	(イ)、
0:01:49	(1)の(イ)の片括弧2の原子炉の型式についてのところで、このですね、変更理由としましてここは今回の補し、
0:02:01	申請理由の標準応答スペクトル記載というところで、実用発電原子炉及びその附属設備チーム構造及び設備の基準に関する規則改正に伴うという形になってまして今回の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:12	標準を付けて基づく基準地震動S _s を追加に関する記載を一部変更するものであるという部分について変更しております。
0:02:21	その以外のですね、申請書等につきましては先ほど申し上げた通り添付書類1とかにつきましては変更ございませんし、燃料色低角についても変更ございません。
0:02:32	ということになっております。簡単ですけどご説明の以上になります。
0:02:37	はい。規制庁の尾野です。説明ありがとうございます。最初に冒頭、浦さんからご説明いただいた内容っていうのは、
0:02:48	当初申請なのか補正が他機関の時の下、あれですかねテンパチの目次で、転出定員変更ないですよっていうことをおっしゃったってことですか。はい、おっしゃる通りでございます。
0:03:00	規制庁浅野承知いたしました。
0:03:03	はい。私からの質問は以上です。
0:03:10	はい。江藤Web参加の方で何かございますでしょうか。
0:03:19	はい。それでは
0:03:22	平和利用については平和目的についての確認は以上となりますので次の説明をお願いします。
0:03:32	日本原子力発電安全性のカジタニです。資料といたしましてはS-5、両括弧書きの0で提出日は6月23日ということで添付書類11関係ですね、こちらの方をご説明差し上げます。資料の担当としましては、
0:03:47	次長の設定運転等に関する規則第五条第2項第11号発電用原子炉施設保安のための業務に係る品質管理に係る必要な体制の整備についてという資料となります。
0:04:03	こちらの資料をいたしましては誘導ガスと同じではございますが今回、資料をめぐっていただきまして、添付資料目次ですね、こちらを追加してございます。従前ですね瀬、
0:04:16	ここの説明資料の方につきましては、
0:04:20	品管規則奈良店事業本部11号とあと添11ですね、こちらの比較表を添付してございましたがそれ以外に提出しておりました添付書類11、こちらの比較表についてもこちらの資料の添付2という形で今回まとめさせていただいております。
0:04:34	添付資料11の今回誘導ガス以降の変更点につきましてご説明差し上げますので資料といたしましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:43	めくっていただきまして、
0:04:46	10、
0:04:49	3 ページからですね、になります。
0:04:54	品質保証活動につきまして実際に誘導バスをやっておったと同じようなことをですね震源特定先生でも実施しておりますのでその分を赤字で記載してございます。
0:05:04	14 ページ以降、15 ページ以降ですね。
0:05:10	3 ポツの設計活動に関わる品質保証の
0:05:14	実績というところで3.1. 1 ですね設計に関わる組織というところになります。
0:05:21	こちらにつきましても
0:05:23	大寿、第1 図ですね、後ございますがこちらに示します組織で実施しておりますというところ。
0:05:30	それから3.1. 実際
0:05:33	製造に関わりましてですね調達を行いました組織としまして調達を实际しました施設、燃料スタート、開発計画ですね、誘導ガスにつきまして発電管理室になっておりましたが、
0:05:46	震源特性につきましては開発計画で行っておりますのでその辺の変更となっております。
0:05:52	それ以降3.2 項ですね、こちらにつきましても実際に実績として行いましたという活動を反映してございますというところでございます。
0:06:00	誘導バスとコウノところにつきましてちょっとめくっていただきまして、16 ページですね。
0:06:08	3.4. 1 のところ、実際に教育者の技術的評価ですとか、それから教育者の選定ですね、こちらについて融度ガスのときは、従前からとってもそのまま引き継いでやっておりました関係で改めて行っておらなかったんですけども今回、
0:06:22	震源特性につきましては、
0:06:24	調達に当たりまして教育者技術的評価ですとか改めて行っておりますのでそのムラオカが追加した追加となっております。
0:06:32	それから3.4. 3 ですね、こちらの記載なんですけれども、実際に実績として行っておりましたとの記載の書き方なんですけど他の所ですね、3.3. 2 の項と合わせましてですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:43	まとめ書きにするのではなくて、両括弧1の仕様書の作成ですとか両括弧2調達した役務等の機能、こういったところになるわけで実績として、
0:06:54	記載させていただいております。この辺がちょっと変更のところでございます。
0:07:00	以上添付書類11については、の変更箇所については以上でございます。
0:07:05	あと20ページ以降ですね実際に記載の変更というよりはですね従前
0:07:12	申請書ごとに、こういった担当箇所ですとかそういったところを記載するというふうな取り決めになって、きちっと明確になった後ですかね、そういうのがありましたので今回、
0:07:23	新制度に変更するのではなくてですね当社の体制そのものを記載するということで開発計画室なり発電所の土木建築部のところ、そういったところ、記載の適正化で、追加させていただいております。
0:07:34	21ページについてもそうですね。実際に設計を行うところを申請書ごとによって発電管理室なり開発計画室なるんですが、そこを書き分けるのではなくてですね、実際に設計管理を行うところの部署として、
0:07:45	追記のほうを記載させていただいておりますのでその分も記載の適正化という形で今回補正申請の中で修正させていただいております。
0:07:53	以上でございます。
0:08:01	はい、規制庁の話ちょっと教えていただきたくてごめんなさいと。
0:08:07	これは16ページのところで、有毒ガスのときには、
0:08:12	あれですかね3.4.1とか3.4.2とかっていうのは、
0:08:16	必要なただけ今回必要でしたっていうところ今回、ごめんなさい、何か。
0:08:21	あれですかね、契約とかそういうのをしたっちゅうことですかね。
0:08:26	入力はそのときは1枚でやってたってことなんですか。ちょっとその違いがよくわからなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:31	安齊佐治でございます流動ガスの時はですね、従前に行っった活動をそのまま引き継いでおった関係で、誘導がその申請として改めて技術的評価に行っていなかったというだけでございます。
0:08:42	だから実際に行き着きを行った箇所に対して、調達管理を行っておりましたけれども、
0:08:48	誘導ガス防護の委託なりにあたって、
0:08:52	改めての技術評価を行っていなかったというだけなんですか。
0:08:56	今回は有毒ガスでナカセ震源特性について行った、メーカーさんに対しては、きちっと自分達リスク評価をやって、その上で、
0:09:06	伝えてもらいます。
0:09:20	チャンスわかりましたとごめんなさい 20 ページのあれなんですけどちょっとよくわかる四角枠のやつが今回関係するところってことですね、四角枠で囲ってあるところ。
0:09:31	2 カジタニでござ原燃カジタニでございます。手法で囲ってありますと、確か今回関係するところでございますがその分につきまして開発計画室というところだけになります。ただ、この表の 3 点。
0:09:44	3 点ですかね。あとそれから 3.4 といったところで実際に社内的な体制として、関係するところの組織を記載しておりますので、その分は今回ちょっと記載の適正化で追加させていただいてるというわけでございます。
0:09:56	有毒ガスじゃなかったというのがすから。
0:09:58	震源特性も変わって追加されたというので表現的なところですね、記載の適正化追加でございますが、実際に、
0:10:06	この組織が、
0:10:08	震源を特定せずで行って、
0:10:11	入間開発検査に入っておりますけども道具建築そのままし、
0:10:15	関係するかという、その部分についての、
0:10:19	審議のところ特定という話ではございません。ちょっと理解して、ちょっと説明も含めて申し訳ございません。アノ社の体制としてですね、こういった組織で行ってますのは今回反映させていただきましたので、
0:10:33	震源特定せずだからどうか誘導ガスはどうだということではございません。あくまでも元での組織というのを、
0:10:40	この文章にあたって表示ですと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	実際に
0:10:45	調達にする組織をそのまま記載させていただきました。時期的に今回補正は直させていただきましたというだけでございます。
0:10:59	現在、
0:11:06	変更箇所という意味でクドウ、追加した部分がありますので変更箇所となります。ただ、追加した理由が、震源特定せずに該当にあたって実施したということではないものですから赤字にしてないというだけでございます。
0:11:21	組織としてあったものを、
0:11:24	申請書ごとに書き分けるのではなくて、一括で確保という形で今回、
0:11:29	組織を列挙した形でございますので、
0:11:32	列挙させていただいております。
0:11:54	実際にはですね組織的なところで調達に関わった者定数の本文の中での先ほど説明させていただきました15ページの3.1.2なりで書いてますように、
0:12:06	実際に関わった自然吉成開発計画室というところを記載させていただいてますけどもそこだけの限定ですが実際に関わったところはそこでございます、現在の組織としてはといったときにはこの表1、10ページですね。
0:12:18	形で、本店ですと発電室からずっとあるところ発電所まで、こういった組織が変わりますというところで記載させていただいております。
0:12:28	規制庁の諏訪から下の今回のその特定施設に対して、関係する、
0:12:34	組織っていうのはこの3.3と3というふうに網羅的に書きましたそそういうことですよ。
0:12:39	この四角枠っていうのは、その有毒ガスからの変更点のところを入れたものですってことですか。ごめんなさいそうずっと赤字という四角枠って何が使い分けで違うんでしたっけ。
0:12:50	現在のムロイでございます。赤字と四角のですね、各種黒枠囲いの違いはですね、まず黒幕は行為は、記載の適正化の場所を
0:13:03	示してございます。例えば今ご覧になっていただいております20ページが適正化と書いてございまして、
0:13:10	お戻りいただきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:12	16 ページ目を見ていただきますと、また 3 ポツ 4 ポツのところに、(1) 番 (2) 番黒囲いになってますけども、これも記載の適正化ですと、
0:13:23	かつ赤字も書かれてますので、これはさらに、
0:13:27	震源特定せずの実績ですということでこれは、
0:13:31	適正化プラス、今回の反映とで、赤枠だけのものは、特定せずの実績の反映ということで、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、
0:13:41	ジェネラルなものは、黒枠で、適正化で特定せずにオンリーのものは、
0:13:48	赤字だけにしていると、こういうご理解いただければと思います。
0:14:01	原電の室井でございます 20 ページ目はですね、これまで誘導かす等の実績においてはその都度、
0:14:08	該当部署名を書いていたんですけども、それを改めてですね、
0:14:13	もうデフォルトとして関連する組織を入れましょうっていうふう
0:14:19	にちょっと見直しさせてもらいましたんで、
0:14:22	そういう意味で適正化として、
0:14:22	設置変更許可に関するところの組織名をまず入れたと。で、結果的に、今回の特定せずに関しては、開発計画室が関与してるというような形になってるということで、
0:14:38	規制庁の尾上さんの方は変わりました説明の内容わかりました。
0:14:45	0
0:14:46	でしたっけね全店 11 で基本的に、毎回出してくものだと思うんですけども、まずそれってあれなんですかね体制を、もともと当初は
0:14:59	今回のその当該申請に関係するものを抱えてましたと今回もう、
0:15:05	今後、
0:15:07	どの申請にも対応できるように、全部関係課室変えたって言うんですけどそれはあるんですか他のプラントとかも一緒なんです
0:15:20	すが、原電オリジナルの考え方なんですか。
0:15:20	すいません原電の室井でございますがどうも原電オリジナルの考え方のようでございます。
0:15:35	規制庁の尾野ですちょっとわからなかったのは、
0:15:39	都度申請することに関係する課室を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:43	変えてって出していくっていうルールがあってそそれにも他のプラントも一緒、毎回その関係する解説を書いて出してますっていうので、それが何で崩したのかなっていうのはちょっとよくわからなくてですね。
0:16:05	原電の室井でございます先行含めてというか
0:16:11	基本的な考え方として、
0:16:14	申請前に該当する組織を書くという考え方が、
0:16:20	原電は必ずしもそうではなかったと私は理解しております、
0:16:24	もちろん当該申請案件に関わる部署は入ってないといけないということはもちろんなんですけども、
0:16:34	それ以外のところが入ってたりもしてですね、少し曖昧だったんですね。例えば、左側の有毒ガスをご覧になっていただきますと、
0:16:43	例えば3ポツ3で言えばですね、
0:16:46	発電所の中にですねいろんな部署がこう書かれたり、3ポツ4のいろんな部署が書かれたりして、誘導活の申請においてですねこれら部署が必ずしも完全にこう対応してるのかっていうと、
0:17:01	ちょっとこれ従来からの流れで、
0:17:04	これを飯尾しつつ、
0:17:08	本店の誘導ガスの担当だということで本店発電から公開たわけなんです、
0:17:13	どうも一貫した。
0:17:15	考えのもとで書かれてなさそうだなっていうことがありまして、今回の震源特定せずにおきましてはですね、
0:17:25	それを改めてですね。
0:17:27	どういう案件に対しても対応できるように、関連する部署をきちんと買った方がいいだろうと、こういう判断のもとで、
0:17:35	見直しをさせていただいたということでございます。
0:17:44	規制庁のサノちょっとセ整理していただきたいのは、今までの考え方がちょっと
0:17:51	いろいろ広報も、あんまり筋が通ってなくて、今回
0:17:58	網羅的に組織書きましたっていうところなんすけど、他のプラントの例とかを見て、この記載の方法が正しいのかどうかっていうところを、ちょっともう一度見直していただいてこの記載でいいのかどうかっていうところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:12	ちょっと整理してまた記載の検討が必要があればちょっと見直していただけたらと思います。
0:18:18	はい。現在の室井でございます。かしこまりました一応、センコー様眺めてみたいと思います。ちょっと、
0:18:25	悩ましいのは、
0:18:27	原電として、他社さんの組織全体をですね、把握できてない中で、
0:18:35	どこまで確認できるかちょっと悩ましいところあるかもしれませんが可能な範囲できちんと調べてみたいと思います。
0:18:51	青野オクミヤモトですねちょっといいですか。
0:18:54	はい、お願いします。
0:18:56	ちょっとねさっきから説明されてる内容が私ちょっと理解できません。
0:19:02	要は、0アノ. 11をつけるにあたって、三条改正の時に、各社で統一した見解を元に提出されているという認識なので、その時に意識統一はされてるはずなんです各社で、
0:19:18	それに基づいてこれまで対応されてきたんですけど、9人はそれが、
0:19:23	原電はなに認識が違ってたのか、なんかよく言われてることよくわからないんだけど、いきなりオリジナルを出して、出た者はよくわかりませんっていう回答を持ってこられる時点で、
0:19:35	私は、一体三条改正のときに何を理解されて、これを添付する目的から含めて、されていたのかって理解されてたのかなと。
0:19:45	だからそもそもこれんつける意味から何から、これ理解してない状態で今まで対応されてきたっていうことを、今暗に言われてるのかどうかちょっとよくわかんないんだけど、
0:19:55	なので、よく先行実績含めて、しっかり確認してくださいそうじゃないと、もう言われてることが、何か原電オリジナルで今回やってみましたとあって、
0:20:06	そんな安直なことではないと思うので、そこをよくちょっと確認してもらえますか。
0:20:10	原電の室井でございます今、深山さんからご指摘のあったことについてご理解いたしました。過去の
0:20:18	改正のときに、各社で統一されてたということもあるということですし、今回我々、きちんとその辺を確認しない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:28	全くの事実かと今私反省しておりますので、
0:20:32	その点きちんと整理してみたいと思います。以上でございます。
0:20:38	ミヤモトカミヤですけど
0:20:40	確認しないのっていうこと自体がありえないので、しっかり確認してから申請書ってのは作ってくださいお願いしますはい、現在でございます承知いたしました。
0:20:52	あ、規制庁の角谷さんありがとうございます。
0:20:55	私も14ページとか見るとその第1表とかを引っ張ってるところがあって、例えば3.1なんですけれども、本申請における設計に係る組織って書いてあるんですね。
0:21:07	なのでその本申請に関係する組織を書いてない。
0:21:11	書くのかなっていうのがちょっとよくわからなかったんで、今宮本が言った内容もそうですし私が気にしてるそのどういうルールでやってるのかっていうところを整理して説明していただけたらと思います。以上です。
0:21:24	現在の室でございます承知いたしました。
0:21:35	ちょっと規制庁カタギリセット記載だけなんですけど、21ページのところで、
0:21:41	体制図が載ってるんですけど、
0:21:45	今回
0:21:47	法供給者に対する監査の欄に開発計画室が加わってんですけどここは資格はつけなくていいんでしょうか。
0:22:18	今現在カジタニでございます申し訳ありません営業部に対する監査のところの開発計画資格は追加でございます。
0:22:25	仙波梶野、福士加来はこれからですね。
0:22:28	計上でしたが了解しました。
0:22:30	修正いただければと。
0:22:37	規制庁のですWeb参加者の方で他に何かありますか。
0:22:43	どうぞ。
0:22:45	すいません。北アキモトですけど、さっきの四角枠とか赤枠の赤字のはなCは、判例と違って書くことってできませんかアノ表紙とかでも構わないと思うんですけど。
0:23:04	現状カジタニでございます。表紙等で右肩についてます。第1回補正申請の赤字というところ今夜の黒枠の判例ですかね、こちらの説明を追加させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:18	そうですね。それ、
0:23:19	阿藤。
0:23:24	先ほど小野から、16 ページの有毒ガスとの差分のところなんですけど、
0:23:34	それちょっと私もところなんですけど、それを思ったので、備考とかに何で書かなきゃいけないの。
0:23:44	かってところをちょっとわかるようにしておいてもらってもいいですか。後でも読めるように、
0:23:50	聞いてもらいたいんですけど。
0:23:56	わかります 3.4 の話。
0:23:58	三品 1 とか、とか、
0:24:02	3.4. 1 で今回有毒ガスだけが追加となっているところの説明でございますね。
0:24:09	角田先生が申し上げた、震源特定せずで書いてあるんですね、述べました。
0:24:16	A1、
0:24:27	F。
0:24:32	うん。
0:24:40	あ、規制庁のですごめんなさいちょっと今、接続状況が悪くなってしまって、3.4. 1 と 3.4. 2 とか
0:24:49	いう 6 月からの変更点で、理由があるものについては秋本さんからご発言いただいた通り、
0:24:58	差異理由を明確にするようにするっていうお話までは聞こえたんですけどそのあと何か発言されましたごめんなさい。
0:25:10	あ、規制庁アキモトそれだけです。
0:25:14	ありがとうございます。他は大丈夫ですか。
0:25:23	それでは添付 11 についての確認を終わりたいと思います。ほかに説明内容ってございますか。
0:25:33	規制庁のねそれでは
0:25:36	本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
0:25:43	はいありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。